

未来と古代が響き合う 日本のふるさと出雲の国づくり

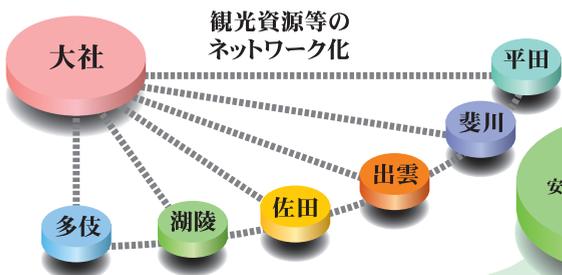
Vol.10

対等協力と相互信頼の 2市5町合併の姿の協議終了!!

地域特性を活かし、みんなの力を合わせれば
魅力あるまちづくりができます。

地域特性を最大限に活かした
ネットワーク都市の建設
出雲地域を中核とする新市の
基本的地域ネットワーク

歴史文化が暮らしに息づくまち
「出雲の顔」大社を中核
とした広域観光拠点



地域の特性が光るまち
地域特性・自然環境を活かした
定住と交流の拠点地域



大社
出雲の國の
交流舞台

平田
臨港交流拠点
地域福祉医療拠点

湖陵
安心して住みたくなる
定住拠点

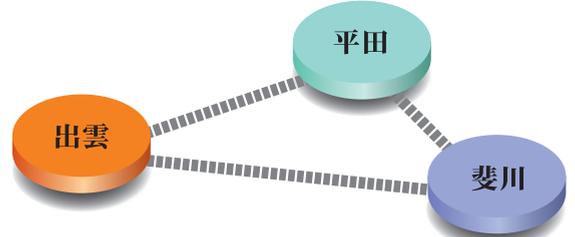
出雲
産業・医療・福祉中核拠点
科学・文化の交流拠点

斐川
農業・工業基盤を持つ
広域交通拠点

多伎
健康文化拠点
観光・交流拠点

佐田
食・住・遊の環境整備による
人間回帰の空間

都市的機能が充実したまち
山陰の中核拠点づくりを
リードする拠点地域



ここまで進んだ 2市5町の合併協議 CONTENTS (目次)

第11回・12回・13回合併協議会を開催	
2市5町合併協議中間まとめを終えて	2
今回までに決定した主な基本項目	3
その他の議案事項等	4
第11回協議会での決定事項	4~8
第12回協議会での決定事項	8~11
第13回協議会での決定事項	12
合併協定項目と協議状況・お知らせボード	12

21世紀出雲の国づくり計画、 24の合併協定項目の中間 協議が終了しました。

発行／出雲地区合併協議会 編集／出雲地区合併協議会事務局

〒693-0002 出雲市今市町北本町2丁目1番地12 出雲交流会館内 電話 0853-23-1008・FAX 0853-23-1036
URL: <http://www.izumo-gappei.jp> E-mail: info@izumo-gappei.jp

第11回・12回・13回 合併協議会を開催



第11回協議会を平成15年10月15日(水)、第12回協議会を10月24日(金)に、いずれも出雲交流会館で開催し、第13回協議会を10月31日(金)に出雲ロイヤルホテルで開催しました。

このうち第12回協議会では、「21世紀出雲の國づくり計画」の中間とりまとめが承認された他、合併の期日などが決定されました。

そして、第13回協議会をもって25の合併協定項目全ての調整が終わり、これを基にして、現在各市町において住民説明会が開催されています。

10月31日の第13回協議会の閉会にあたって、西尾会長から、2市5町の合併に向けた決意表明があり、これまでの協議の経過について委員一同で確認しました。

く日本のふるさと出雲の國づくりく

対等協力と相互信頼の

二市五町合併協議中間まとめを終えて



出雲地区合併協議会
会長
西尾理弘

出雲地区二市五町は、対等協力、相互扶助の信義により、平成十三年十月以来今日まで一丸となって、合併研究会、任意協議会、そして平成十四年十二月発足の合併協議会において、延べ八十回以上の会合を重ね、出雲圏域住民の永年の悲願であった日本のふるさと出雲の國づくりを目指して、誠心誠意協議を進めてきたところであります。

協議の過程においては、多少の紆余曲折はあったものの、終始出雲圏域の末永い発展に思いを致し、大同小異のもと大局的見地から、最良のご判断をいただき、このたび、出雲・簸川平野の行政合併への道を具体的に提案する段階に至った次第であります。

とりわけ、議会、農業委員会等の制度、農業をはじめ商工観光の経済政策、社会福祉、医療ネットワーク、健康保険等の大きな調整課題につき論議・調整を重ね、相互の理解・協力と信頼の精神により練り上げた成果をもって、このたび、新市建設計画、すなわち、「二十一世紀出雲の國づくり計画」等各種協定項目の中間まとめを行ったところであります。この間、厳しい財政見通しの中で、地域住民の皆様の不安や懸念等を十分に斟酌しながら、適正な住民負担を求めつつサービス水準の維持・向上に努めるとともに、適正な職員配置等効率的な行政組織により本庁・支所

のネットワーク市役所を構築し、各地域住民の利便性の堅持を打ち出したところでは、

一方、新市の発展に向け、長期的展望と大局的な視点から「新市まちづくり大綱」を掲げ、住民が主役のまちづくり、地域の特性が光るまちづくり、そして地方分権時代のまちづくりを推し進めるべく決意したところであり、その実現には、何より住民が行政と連携・協働し、各地域の産業・文化の特色や伝統文化を尊重しながら個性豊かな施策・事業を総合的に展開し、定住・交流人口の増加を図るべく、これまで以上に自ら創意工夫を重ね、地域の経済・文化の発展に邁進することが肝要であります。

このためにも、出雲圏域二市五町の大同団結により、陸・海・空の交通体系の基盤、すなわち山陰自動車道の早期実現、二十一世紀出雲空港の飛躍、河下港の拠点港整備の大きな前進を勝ち取らんと全国の世論に強力にアピールしていくものであります。

我々はここに、出雲の國づくり計画をはじめ二十五の協定項目で合意した、すべての方針を真に厳粛に受けとめ、誠実に履行することを固く誓うものであります。これにより、新市の目指す「未来と古代が響き合う日本のふるさと出雲の國づくり」を基本に、「産業・科学と文化・観光で全国に輝く日本のふるさと二十一世紀出雲」の誕生に向かって力強く前進せんとするものであります。

ここに改めて、このたび合意された合併協議の協定項目に対し、圏域二市五町、十七万四千住民の皆様のご理解・ご賛同を賜りますよう心から切にお願い申し上げます。

第13回出雲地区合併協議会



今回までに決定した主な基本項目

平成17年1月4日、新しい「出雲市」が誕生します。

合併の方式 2市5町の相互信頼と協力による「新設（対等）合併」です。
合併の期日 平成17年1月4日（火）
新市の名称 出雲市（いずもし）
事務所の位置 出雲市今市町109番地1（現出雲市役所）

新市の議会

新市発足後50日以内に選挙を行います。

合併後最初の選挙（平成17年2月予定）

議員定数は41名。現在の市町ごとに選挙区を設けます。
出雲市18名、平田市7名、斐川町6名、佐田町2名、多伎町2名、湖陵町2名、大社町4名

2回目以降の選挙

議員定数は31名。
選挙区は設けません。



新市の組織機構

出雲市役所が本庁に、その他の市役所や役場は支所になります。本庁と支所の間でネットワーク市役所を構築し、当面の本庁と支所の組織、機能は次のとおりです。

本庁

- 市全体に係る政策の推進、総合的な調整事務、管理事務
- 市全体として取り組む対外的な業務
- 各種行政委員会等及び議会の事務

支所

- 合併前の市町の区域を所管する、住民サービスに直結する行政機関となります。
 - ・窓口業務（住民登録、税金、年金など）
 - ・住民生活に密着した業務（福祉サービス、公民館等の運営、生活道路・下水路修繕など）
- 新市が推進する「21世紀出雲の國づくり計画」の地域別整備方針に沿って、本庁と一体となってその所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図ります。
- 旧出雲市の区域については、本庁に支所としての機能を確保します。

地方税の取扱い

個人市民税

【均等割の税率】 平成17年度から年額2,500円
【所得割の税率】 現行のとおり標準税率

固定資産税

【出雲市と斐川町】

・現行のとおり1.5%。

【平田市】

・平成17年度から1.5%（現行は1.55%）

【佐田町・多伎町・湖陵町・大社町】

・平成21年度までは、現行のとおり1.4%。
平成22年度から1.5%。

都市計画税

現在出雲市が0.1%を適用しているが、新市においても引き続き0.1%を適用。

その他の市町への導入については、平成17年度以降、新市の都市計画区域内用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討します。

21世紀出雲の國づくり計画

計画の構成は、まず「新市まちづくり大綱」を定め、住民を主役とした“自立”と“自治”のまちづくりを推進することとしています。

次に、大綱に基づく「まちづくりの基本的な考え方」や「各種施策」、「財政計画」を掲げており、特に4つの重点プロジェクトを実施することにより、「未来と古代が響き合う 日本ふるさと出雲の國づくり」を進めることにしています。

重点プロジェクト

出雲の元気づくりプロジェクト

【交通ネットワーク整備事業・活力ある産業の振興】

出雲の安心づくりプロジェクト

【健康安心のまちづくり事業・安心子育てのまちづくり事業】

出雲の未来づくりプロジェクト

【新エネルギー政策の推進・自然環境の保全】

出雲の顔づくりプロジェクト

【出雲大社周辺整備事業・観光資源等のネットワーク化の推進】

※これらの内容については、概要版を作成し、各ご家庭にお届けしています。

その他の議案事項

3ページでお知らせした以外の議案事項は次のとおりです

第11回 協議会での決定事項

議案第74号 (決定)

国民健康保険事業の取扱い(その1)について【合併協定項目21】

第10回協議会で提案

1. 賦課形態

保険料とする。

2. 国民健康保険料

(1) 賦課方式

現行のとおり4方式とする。

(所得割・資産割・均等割・平等割)

(2) 保険料率

*医療分

平成16年度は現行のとおりとする。

平成17年度から均一賦課とするが、負担増加となる市町に配慮し、基金による財政調整を行う。基金による財政調整は応益割に充当し、その期間は、新市の料率設定と合併時の基金保有額を考慮して決定する。

*介護分

平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度から新市保険料率を設定し、均一賦課とする。

(3) 限度額

現行のとおりとする。

(4) 本算定の時期

出雲市、平田市及び湖陵町の例により調整する。(7月)

(5) 納付回数、納期

湖陵町の例により調整する。(7～3月の9回)

なお、仮算定は行わない。

(6) 賦課割合

現行のとおり、応能と応益の割合を可能な限り50対50に近づけるよう平準化する。

(7) 保険料の軽減

賦課割合に対して軽減割合が決まることから、賦課割合とともに現行のまま新市に引き継ぐ。

3. 任意給付(出産育児一時金、葬祭費)

*出産育児一時金

現行のとおり新市に引き継ぐ。(30万円)

*葬祭費

平田市、斐川町、佐田町及び大社町の例により合併時に統一する。(3万円)



4. 国民健康保険運営協議会

合併時に統一し、委員構成については、出雲市の例により統一する。

委員定数、選任方法等は合併までに調整する。

議案第75号 (決定)

各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

第10回協議会で提案

1. 新エネルギー・省エネルギービジョン

合併時に策定されている市町の計画を参考に、新市において新たにビジョンを策定する。

2. 新エネルギー関係事業・施設

現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、複数市町にある同一事業については、新市において調整する。

議案第76号 (決定)

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて【合併協定項目10】

第6回協議会で提案

1. 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は、40人とする。

2. 農業委員会選挙による委員の選挙については、選挙区を設けるものとし、それぞれの選挙区の区域は、次のとおりとする。

- (1) 平田市を区域とする選挙区
- (2) 斐川町を区域とする選挙区
- (3) 佐田町、多伎町及び湖陵町を区域とする選挙区
- (4) 出雲市及び大社町を区域とする選挙区

ただし、(4)については、他の選挙区との均衡を保つため、複数の選挙区に分割するよう新市において調整する。

3. 前記1及び2に関わらず、在任特例を適用し、合併の日から1年間引き続き新市の農業委員会委員の選挙による委員として在任する委員の定数は、80人とする。

その場合の各市町の農業委員会ごとの人数は、

- 出雲市26人、平田市16人、斐川町15人、佐田町9人、多伎町4人、湖陵町3人、大社町7人とする。

議案第77号 (認定)

平成14年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算について

次のとおりの内容で、決算認定されました。

平成14年度出雲地区合併協議会歳入歳出決算

①歳入決算額	28,000,031円		
内訳	市町負担金	28,000,000円	
	諸収入	31円	
②歳出決算額	22,158,752円		
内訳	会議費	1,375,088円	
	事務費	9,409,282円	
	事業推進費	11,374,382円	
◎平成15年度への繰越額(①-②)	5,841,279円		

議案第78号 (決定)

平成15年度出雲地区合併協議会第1回補正予算について

平成14年度歳入歳出決算が認定されたことにより、平成14年度からの繰越金を平成15年度歳入予算に繰り入れる補正予算が決定されました。

内容は、当初63,000千円であった市町負担金を5,841千円減額し、57,159千円とするものです。なお、歳出予算額は、63,000千円のまま変わりありません。



第12回 協議会での決定事項

議案第81号 (決定)

町、字の区域及び名称の取扱いについて【合併協定項目5】

第11回協議会で提案

1. 町の区域

出雲市及び平田市は、現在の町を新市の町の区域とし、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、現在の大字を新市の町の区域とする。

2. 町の名称

(1) 出雲市は、現行のとおりとする。

(2) 平田市は、現在の町名の「町」を削除し、その前に「平田町」を挿入する。

(3) 斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、現在の町名を残し、「大字」を削除する。

議案第82号 (決定)

一部事務組合等の取扱い(その2)について【合併協定項目14】

第11回協議会で提案

1. 斐川町宍道町水道企業団、宍道町斐川町環境衛生組合、島根県市町村総合事務組合、島根県市民交通災害共済組合

合併の前日をもって脱退し、新市において合併の日当該一部事務組合に加入する。



2. 土地開発公社

(1) 2市4町の土地開発公社(大社町にはありません。)のうち1つの土地開発公社を存続し、それ以外の5つの土地開発公社は、合併の期日までに解散する。

(2) 解散する5つの土地開発公社の所有する財産、債務は、存続する1つの土地開発公社に引き継ぐものとする。

(3) 存続する1つの土地開発公社については、定款を変更し、新市土地開発公社とする。

(4) 新市土地開発公社の事務所的位置及び職員の配置については、合併時までに調整する。

一例

- 平田市灘分町〇〇番地
→ 出雲市平田町灘分〇〇番地
- 簸川郡斐川町大字莊原町〇〇番地
→ 出雲市斐川町莊原町〇〇番地



地域審議会の設置に関する事項（抜粋）

1 目的・設置

新市の施策に対し、住民の声を直接反映させ、きめ細やかな行政サービスを展開するため、出雲地域審議会、平田地域審議会、斐川地域審議会、佐田地域審議会、多伎地域審議会、湖陵地域審議会及び大社地域審議会を置く。

2 設置期間

合併の日から平成27年3月31日まで。

3 所掌事務

関係区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議答申し、又は必要と認められる事項につき市長に意見を述べるものとする。

- (1) 21世紀出雲の國づくり計画の執行状況
- (2) 21世紀出雲の國づくり計画の変更
- (3) 当該地域を単位とする地域振興のための基金の運用

- (4) 当該地域においてのみ行われる事務・事業
- (5) 当該地域に特別に利害関係のある事務・事業
- (6) 公共施設の配置、管理運営
- (7) 住民生活に密着した福祉、廃棄物処理、消防等の施策の実施状況 等

4 組織

地域審議会は、委員15名以内で組織し、委員は、関係区域に住所を有する者から、市長が委嘱する。

5 任期

2年とする。

6 庶務

地域審議会の庶務は、本庁及び支所の地域振興を担当する部門において処理する。

議案第83号（決定）
地域審議会の取扱いについて【合併協定項目17】

第11回協議会で提案

現在の2市5町の区域にそれぞれ、市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を設置する。
（地域審議会の設置に関し必要な事項は、左記のとおりです。）

◆委員からの意見◆

7つの地域審議会を設置するという点で、新市の一体化を阻害するという懸念があると思いが、こうした懸念にもしっかりと気を付けて、新市の一体化とそれぞれの地域を大事にするという兼ね合いの中で審議会の運営をしていくことが大事である。

議案第84号（決定）

一般職の職員の身分の取扱いについて【合併協定項目11】

第4回協議会で提案

1. 2市5町、出雲市外6市町広域事務組合、出雲市外4町広域消防組合、出雲市外3市町斐伊川水系水利組合及び平田市・斐川町火葬場組合の職員

すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

2. 職員定数

新市において合併効果を早期に発揮できるように、10年間で265人を削減する定員計画を合併時に策定し、定員管理の適正化を図るものとする。

◆委員からの意見◆

職員の給与水準を下げ、ワークシェアリングをすれば、こんなに職員数を減らさなくてもいいのではないか。このやり方では、新規採用を減らすことになり、若者の貴重な就職の場が奪われていくのではないか。

会長の回答

正規の公務員数を確保して雇用対策とすることだけではなく、公務員数は抑えてでも、民間で出来るものは民間でやってもらうということである。そこにおいて雇用機会は生まれてくる。

3. 職員の職名及び任用要件

人事管理及び職員の処遇適正化の観点から調整し統一を図る。

4. 給与制度

職員の処遇及び給与の適正化の観点から国家公務員の基準に照らし合併時に調整・統一するものとする。

議案第85号（決定）

特別職の身分の取扱いについて【合併協定項目12】

第11回協議会で提案

1. 市長、助役、収入役及び教育長の任期等

法令の定めるところによる。新市発足時の給料は、出雲市の額とする。

2. 新市の市長が選出されるまでの間の市長の職務執行者及びその報酬

2市5町の市長、町長が合併時まで別に協議して定める。

3. 新市発足時の市議会議員の報酬

出雲市の額とする。

4. 新市発足時の農業委員会の委員の報酬

斐川町の額とする。

解説 農業委員会の委員の報酬について

議案の提案時は「出雲市の額」としていましたが、斐川町の農業委員のみ報酬が下がること、新市における農業施策は大事であり、農業委員の役割は極めて重要であること、また、他市と比較しても出雲地域の報酬額は低いことから、委員からの修正提案により「斐川町の額」で決定となりました。



4. 行政委員会（教育委員会）の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員）の委員数、任期等

各法令の定めるところによる。新市発足時の報酬については、出雲市の額とする。

5. その他の条例で定める特別職

(1) 2市5町に設置されていて、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、合併時に統合する。

- (2) 1市町又は数市町にのみ設置されていて、新市においても引き続き設置する必要のあるものは、合併時に調整する。

- (3) 委員数、任期、報酬額等は現行の制度及び同規模自治体の例をもとに調整する。

6. 特別職の給料及び報酬

新市において速やかに特別職報酬等審議会を設置し、現行給料、報酬額及び同規模自治体の例を基に定め、給与、報酬の適正化に努めるものとする。



議案第86号（決定）

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

第11回協議会で提案

1. 広報紙の発行

毎月2回発行する。なお、発行日及び配布方法については、合併時までに調整する。

2. 広報広聴事業

広報事業については、広報紙、ホームページをはじめ、テレビや新聞、有線放送や防災行政無線などの媒体を利用し、実施する。

広聴事業については、地区懇談会の開催や、電子メール、手紙、ファクシミリなどのさまざまな手段を活用し、実施する。



新市における行政改革の推進の考え方

新市まちづくり大綱（「21世紀出雲の国づくり計画」に掲載）に掲げる、次の視点で新市における行政改革を推進し、地方分権時代に対応するまちづくりの実現を図る。

- ◆自己決定・自己責任を基本として、多様化、高度化するニーズ、新たな行政需要に機動的、弾力的に対応できる行財政運営に努める。
- ◆行政組織のスリム化、人員の適正化、事務事業の見直し、民間委託など徹底した行財政改革に取り組み、簡素で効率的、長期的に安定した行財政運営を進める。
- ◆歳出全般にわたる徹底した削減と限られた財源の重点配分に努めるとともに、行政サービス水準の明確化を図り、適正な受益と負担の関係を確立する。
- ◆総合的かつ個性的な施策・事業を展開し、定住・交流人口の増加、地域経済・産業の発展により財政基盤の強化を図る。

【行政改革方針】

行政の効率化

1. 事務事業の見直し
2. 時代に即応した組織・機構の見直し
3. 民間委託の推進
4. 公共施設の効率的管理運営
5. 外郭団体の見直し

人材育成・定員管理の推進と給与の適正化

1. 適正な定員管理の推進
2. 給与等の適正化
3. 人材育成の基本方針の策定
4. 職員研修の充実

情報化の推進

1. 情報化施策の推進
2. 庁内情報基盤等の整備
3. 情報リテラシー(情報活用能力)の向上

財政運営の健全化

1. 財政運営の健全化
2. 補助金・負担金の整理合理化
3. 使用料・手数料等の適正化

議案第87号（決定）
各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて【合併協定項目24】

第6回協議会で提案

新市において、合併効果を早期に発揮できるよう、「新市における行政改革の推進の考え方」に基づき、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。

議案第88号（決定）
各種事務事業（保育関係その2）の取扱いについて【合併協定項目24】

第11回協議会で提案

1. 私立認可保育所運営費助成
出雲市の制度を参考とし、各園一律24,000円に1月初日在所児童数を掛けた額を補助する方向で合併までに調整する。
法人に対する助成は行わない。

議案第89号（決定）
各種事務事業（文化・スポーツ関係その2）の取扱いについて【合併協定項目24】

第11回協議会で提案

2. 法定外保育施設運営費助成
出雲市の例により合併までに調整する。



出雲市の例により合併までに調整する。

1. 社会体育施設管理運営
次の方針に基づき、合併時から別表の「社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表」のとおり統一する。
(1) 供用時間は類似施設毎に原則同一とし、申請方法等その他の運営基準については可能な限り統一する。また、運営情報のネットワーキ化によって住民の利便を図る。
(2) 運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体（社会体育関連団体等）の育成と体制の確立を図る。
(3) 管理運営主体が異なる場合も施設運営基準は調整し、均衡を図る。
(4) 学校体育施設の地域開放を積極的に推進する。

議案第90号（決定）
各種事務事業（文化・スポーツ関係その3）の取扱いについて【合併協定項目24】

第11回協議会で提案

2. 社会体育施設使用料
次の方針に基づき、合併時から別表の「社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表」のとおり統一する。
(1) 施設使用料は、受益者負担を原則とし、類似施設とのバランスを考慮した基本使用料を設定する。ただし、類似施設がないものについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
(2) 減免制度は、地域における社会体育振興等に寄与する公益的な利用目的・対象に限定し、その運用基準を明確にした制度とする。
(3) 管理運営主体が異なる場合も使用料基準は調整し、均衡を図る。

3. スポーツ大型イベント事業
（出雲全日本大学選抜駅伝競走、出雲ドームくまびきマラソン大会、一畑薬師マラソン大会、スィムランin多伎）
新市移行後も当面は従来どおり開催を継続する。
将来的には、新市事業としての目的を明確にし、主催・共催の区分並びに類似イベント等の整理を図ることが必要であり、新市移行後の開催を通じて、開催時期並びに運営体制等を検討・調整する。

議案第42号（決定）
各種事務事業（農林関係その1）の取扱いについて【合併協定項目24】

第6回協議会で提案

2. 文化イベント、文化交流事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。

1. 地域農業マスタープラン
2市5町の現行のプランは、平成16年度までのものであり、平成17年度以降事業が延長される場合には、平成17年3月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。
2. 地域農業の推進体制
地域特性を踏まえ、農協単位で、新市の地域農業推進体制を確立する。

◆委員からの意見◆

農協が2つあるため、斐川町だけが特別扱いのような形でいつまでも可能かどうか。新市全体で斐川町方式を取り組んでもらえるのか。

会長の回答

斐川町の農業政策は効果を上げておられ、立派な政策であると評価している。斐川町だけを特別扱いするのではなく、むしろ先導していただき、他の地域も斐川町のような水準に持っていく、斐川町の農業の特色を新市全体の特色にしていく努力が必要となる。



1つの行政において、2つの地域農業推進制度を作ることになるが、それが可能なかどうか。

会長の回答

それは可能である。各農協での施策に対応した予算措置をし、支所においてその地区の農業振興策を推進していき、それを本庁も支援するという形で行っていく。この協議会で確認したことは、必ず実現していく。

3. 農業振興地域整備計画
合併後に予想される県の基本方針の変更に基づき、速やかに策定する。
4. 農振除外
農業振興地域の整備に関する法律第13条に定める要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。
除外申請受付については、年2回（2月と8月）とし、受付期間は、それぞれ1ヶ月間とする。
5. 農業振興地域整備促進協議会
新市において設立し、委員構成は、議会議員、農業委員、土地改良区、森林組合、いずも農協、斐川町農協等2市5町の現在の構成を踏まえて構成する。
6. 農地の集積・流動化
新市において調整し基本方針を定める。推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。
また、農業委員会との連携を強化しながら流動化を進めるよう、市が積極的に施策を展開する。

別表

社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表（体育館の場合）

区分	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	体育館		
	施設区分	体育館① (1,300㎡以上)	体育館② (660㎡～1,299㎡)	体育館③ (659㎡以下)
	対象施設	斐川町立第1体育館 平田市立体育館	斐川町立第2体育館 斐川勤労者体育館（アクティーひかわ） 湖陵勤労者体育センター 佐田町体育館 出雲市体育館 サン・アビリティーズいずも 多伎町体育館	出雲市西部体育館 多伎勤労者体育センター
営業日等	休館日	年中無休		
	開館時間	8：30～22：00		
	利用可能時間	9：00～22：00（大会等の場合は別途対応）		
年間計画 利用調整	利用調整の要否	要		
	調整対象	①下記団体の主催・主管大会等 ・体育（レクリエーション）協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 ②その他首長が認めるもの		
申請方法	申請方法	①予約（電話可） ②申請書の提出		
	受付期間	①一般利用の場合 ・使用日の属する月の前月初日から。 ②大会利用の場合 ・開催日が属する月の1年前から。		
	使用料納付方法	①申請時又は使用日までに前納（現金） ②必要な場合は請求書・納付書を発行		
使用料	施設使用料 （占用の場合）	①使用料（照明使用料を含む・全面の場合） ・1,500円/時間 ②その他 ・営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税	①使用料（照明使用料を含む・全面の場合） ・1,000円/時間 ②その他 ・営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税	①使用料（照明使用料を含む・全面の場合） ・500円/時間 ②その他 ・営利目的の場合、基本使用料の3倍額 ③消費税は内税
		個人利用の場合100円/時間 （但し、運営上可能な施設に限る。）		
	備品使用料	無 料		
減免制度	①新市に所属する下記団体の活動（全額免除）※1 ・体育（レクリエーション）協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ（総合型） ②その他市長が認めるもの（全額・半額免除）	※1 ※2	①は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画に盛り込まれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 その他認めるもの（別途申請により認定） ○身体障害者の利用 ○公共的な事業・行事（公民館・小中学校・体育指導委員協議会 ほか）	



- 7. 農地流動化奨励補助金
国・県の動向を踏まえた新たな制度を定める。
- 8. 農業経営基盤強化促進基金
本構想
県基本方針の変更を受け、新市の基本構想を策定する。
- 9. 新規就農者及び農業後継者の育成・支援
斐川町の指導体制及び事業を基本に、新市において制度の拡充を図る。
- 10. 認定農業者の認定基準
国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな基準を定める。
- 11. 農業法人・集落営農組織の育成・支援体制
新市において再編する。

- 議案第43号（決定）
各種事務事業（農林関係その2）の取扱いについて
【合併協定項目24】
第7回協議会で提案
- 1. 水田農業の振興
水田農業の推進及び米の生産調整に関する基本的方針及び支援策等については、平成15年度に
- 2. がんばる島根農林総合事業
業上乘せ補助
新市に移行後、2市5町のそれぞれのニーズ、特色に合った新たな制度として再編する。
- 3. 地産地消の推進事業
米消費拡大対策や各地域で行われている取り組み、事業については、新市に引き継ぐこととし、合併後新市の基本方針、施策を検討する中で推進を図る。
- 4. 食のまちづくり計画
当面現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、新市で条例化を含め検討する。
- 5. バイオマス活用計画
各市町の現在の取り組みを新市に引き継ぎ、合併後、バイオマス活用の方、その具体策等を検討する中で推進を図る。
- 6. 特産物の振興
現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に、地域の特産物を振興発展させる支援策を新たに制度化する。
- 7. 野菜の価格補償制度
現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度に新たに制度化する。



議案第91号 (決定)
各種事務事業（農林関係その3）の取扱いについて
【合併協定項目24】

第11回協議会で提案

- 1. 市町単独利子補給制度
斐川町新規就農促進支援事業に伴う利子補給制度を基本に、新市において速やかに制度化する。
- 2. 農林水産イベント
出雲市の「出雲『花と緑』総合フェスティバル」及び斐川町の「斐川町農業フェスティバル」については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 3. 農業公社
斐川町農業公社及びグリーンサポート斐川については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4. 地域農業支援センター
平田市地域農業支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- 5. 結婚相談所助成
いずも農協及び斐川町農協の各結婚相談所への助成制度については、新市に引き継ぐ。



- 6. 畜産振興事業
現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度において、地域の实情や取り組みの状況を考慮し、新たに制度化する。
- 7. 家畜排泄物処理活用対策
佐田町堆肥センターについては、現行のとおり新市に引き継ぐ。家畜排泄物の処理活用については、合併後新市で方針を策定する。
- 8. 代替水源対策（宍道湖・中海淡水化に替わる農業用水確保対策）
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 9. 土地改良区
現行のとおりとし、合併後、将来の統合に向けて検討する。各市町の土地改良区事務運営補助金については、新市に引き継ぎ、合併後調整する。斐川町の特別賦課事務補助金は、同事務終了まで継続する。
- 10. 農林関係事業受益者分担金
新市の分担金は、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されたものについては、現行のとおりとする。



- また、宍道湖・中海淡水化事業中止に伴う事業については、合併までに決定される分担金を新市に引き継ぐ。
- (2) 新市においては、公共性の高い、「農道」（ほ場整備時の支線の農道を除く）、「排水路」（ほ場整備時の支線の排水路を除く）、「幹線水路」及び「ため池」の整備については、分担金を徴収しない。

- (3) 県営土地改良事業及び県単営緊急地すべり対策事業に伴う受益者分担金
事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額の1/3とする。なお、県単営緊急地すべり対策事業については、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。
- (4) 市営土地改良事業に伴う受益者分担金
事業費から国・県の補助金を控除した額の1/3とする。
- (5) 農地の災害復旧事業に伴う受益者分担金
中山間地域にあつては、事業費の4%とし、中山間地域以外の地域にあつては、事業費から国・県の補助金を控除した額の1/2とする。
- (6) 農業用施設の災害復旧事業に伴う受益者分担金
徴収しない。
- (7) 林地崩壊防止事業に伴う受益者分担金
事業費から国・県の補助金を控除した額の1/2とし、受益者の状況等に依じた減免措置について新市において検討する。



- (8) 緊急・軽微な修繕
予算の範囲内で修繕を実施するとともに、原材料支給及び重機借上料支給を実施する。

議案第92号 (決定)
各種事務事業（農林関係その4）の取扱いについて
【合併協定項目24】

第11回協議会で提案

- 1. 森林整備計画
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において総合調整を図り、新たな森林整備計画を策定する。
- 2. 斐伊川水系水源の森づくり森林整備協定
森林整備協定の目標面積、相互交流事業は、新市に引き継ぐ。
- 3. 林業振興事業
*出雲ふるさと森再生事業
新市に引き継ぐ。
*利用間伐促進奨励事業
新市に引き継ぎ、出雲市、佐田町及び多伎町の例により新市で新たに制度化する。
- 4. 森林病虫害防除
松くい虫防除の空中散布及び伐倒駆除については、新市に引き継ぎ、新市において事業計画や実施方法などを検討する。
- 5. 分収造林
市行・町行造林、公社造林及び官行・公団・県行造林事業については、各市町の契約を現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6. 森林整備地域活動支援交付金制度
現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、対象となる森林については、新市において調整する。
- 7. 林業後継者対策
*緑の担い手育成事業
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。
*グリーンマイスター養成研修
受講者手当助成
出雲市及び佐田町の例により統一する。

- 8. 樹医制度
現行の出雲市樹医制度を新市に引き継ぐ。
- 9. 作業道整備
作業道の開設補助及び維持管理体制については、新市に引き継ぎ、新市において調整する。
- 10. 有害鳥獣被害対策
被害防除施設の助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において制度化する。
- 11. 森林公園
使用料及び管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。



議案第93号 (決定)
各種事務事業（都市計画関係その2）の取扱いについて
【合併協定項目24】

第11回協議会で提案

- 1. 公園使用料及び占用料
各市町の都市公園、都市公園以外の佐田町コミュニティ広場及び多伎町手引ヶ丘公園の施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公園内にあるスポーツ施設使用料については、合併時に、地域内の類似施設間の均衡が図られるよう使用料を調整する。占用料については、出雲市の例により統一する。
- 2. 出雲市営駐車場及び駐輪場
現行のとおり新市に引き継ぐ。

第13回協議会での決定事項

議案第94号 (決定)
組織及び機構の取扱いについて
【合併協定項目7】

第12回協議会で提案

新市における組織及び機構の取扱いについては、次の基本方針のとおり構築する。

《新市における組織・機構の基本方針》

- 1. 総括方針
(1) 行財政改革を積極的に実施できる組織、機構
(2) 新市移行後も住民サービスの低下をきたさないように十分配慮した組織、機構
(3) 市民が利用しやすく、わかりやすい組織、機構
(4) 市民の声を適正に反映することができ組織、機構

- (5) 合併による財政効果を発揮できる、簡素で効率的な組織、機構
- (6) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織、機構
- (7) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織、機構
- (8) 地方分権に柔軟に対応できる組織、機構
- (9) 新たな行政課題に速やかに対応できる組織、機構
- 2. 段階的整備
(1) 合併当初
管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗に応じ逐次統合を行う。

(2)合併後概ね3年を経過した時点
行政改革方針及び定員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。

(3)合併10年経過後の支所
基本的な機能は残しつつ、コミュニティ組織等を活用した組織を確立し、行政業務の更なる効率化を図る。

3. 個別整備方針

(1) 本庁（現出雲市役所）

市全体に係る政策の推進、総合的な調整事務、管理事務、市全体として取り組む対外的な業務、各種行政委員会等（選挙管理委員会など）及び議会の事務を所掌する。



(2)支所（現平田市役所、現斐川町・佐田町・多伎町・湖陵町・大社町の各役場）

合併前の市町の区域を所管区域とし、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、公民館等の運営、生活道路・下水路修繕など）を所掌する。

また、「21世紀出雲の國づくり計画」の地域別整備方針に沿って、本庁と一体となって所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図る。

なお、旧出雲市の区域については、本庁に支所機能を確保する。

議案第95号（決定）
各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

1. 情報公開制度・個人情報保護制度
合併時に旧出雲市の例により統一する。



議案第96号（決定）
各種事務事業（地域コミュニティ・行政連絡員関係）の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

1. 地域コミュニティ支援
新市においても引き続き支援を行う。ただし、各種助成制度については、次のとおり調整する。

(1)コミュニティ活動助成
自治会、町内会及び湖陵町の区に対して行っている運営費助成は、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成18年度から事業及び活動助成制度を創設する。

(2)集会所建設費補助・防犯灯設置補助・ふるさと広場設置事業
出雲市の制度を新市に引き継ぐ。ただし、具体的な要件については、新市において調整する。

2. 行政連絡員制度

各市町の現行制度を新市に引き継ぎ、新市において統一に向け検討する。

議案第97号（決定）
各種事務事業（保健事業関係その3）の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案



1. 健康増進施設事業
現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進や効率的運営については、新市において検討する。

2. 基本健康診査
個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団健診も併用し、18歳以上の者を対象に実施する。選択項目については、眼底検査のみとする。

* 診査負担金
医療機関への委託料の1割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

* 委託料
新市において統一する。

* 委託料
新市において統一する。

3. 肝炎ウイルス検査
40歳以上については個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団検査も併用し、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢及び検査結果を踏まえた要指導の者を対象に、B+C型、B型、C型の選択形式により実施する。

* 検査負担金
無料とする。

* 委託料
新市において統一する。

4. 骨粗しょう症検査
集団検査により、希望者全員に実施し、検査負担金については無料とする。

5. 歯周疾患検査
個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団検査も併用し、40歳・50歳の者を対象に実施する。

* 検査負担金
個別健診は医療機関への委託料の1割を負担、集団検査は無料とする。いずれの場合も、国民健康保険加入者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

* 委託料
新市において統一する。

6. 胃がん検査
集団検査により40歳以上の者を対象に実施する。



* 血液検査
個別健診で40歳以上の者を対象に実施するが、モデル事業として1,000人限定とし抽選で実施する。



* 検診負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

* 委託料

新市において統一する。

7. 肺がん検査

集団検査により40歳以上の希望者を対象に実施する。

* 検診負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

* 委託料

新市において統一する。

8. 乳がん検査

集団検査により、30歳以上の女性を対象に実施する。

* X線検査

個別健診により、45歳以上の女性を対象に実施する。



* 検診負担金
触診については無料とし、X線検査については、医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

* 委託料

新市において統一する。

9. 子宮がん検査

個別健診を原則とするが、地域の実情に応じて集団検査も併用し、30歳以上の女性を対象に実施する。

* 検診負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

* 委託料

新市において統一する。

10. 大腸がん検査

検体を医療機関へ郵送する方法により、40歳以上の者を対象に実施する。

* 検診負担金

郵送料（申し込み葉書代50円）のみの負担とする。

* 委託料

新市において統一する。

11. 前立腺がん検査

集団検査、個別健診の併用により、50歳・55歳・60歳の男性を対象に基本健康診査の際に併行して実施する。

* 検診負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、国民健康保険加入者、70歳以上の高齢者、生活保護受給者、市民税非課税世帯は無料とする。

* 委託料

新市において統一する。

12. 人間ドック

個別検診により、国保加入者のうち30歳から65歳までの5歳刻みの年齢の者を対象に800人を限度に実施する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図りつつ、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

*負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、市民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

同一項目のものについては新市において統一する。

13. 脳ドック

個別健診により、国保加入者のうち40歳から69歳までの年齢の者を対象に500人を限度として実施する。

医療機関ごとの検査項目の差異については、新市移行後に可能な限り整合性を図りつつ、受診者に選択と抽選の機会を供することにより対処することとし、当面の間は現状のままとする。

*負担金

医療機関への委託料の2割を負担することとし、市民税非課税世帯は無料とする。

*委託料

同一項目のものについては新市において統一する。



議案第98号 (決定)

各種事務事業(病院、診療所関係その2)の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

1. 病院、診療所使用料・手数料

平田市立病院については、現行のとおり新市に引き継ぎ、診療所については、平田市の例により統一する。

議案第99号 (決定)

各種事務事業(障害者福祉関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

1. 障害者団体補助事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け継続して実施する。



議案第100号 (決定)

各種事務事業(高齢者福祉関係その2)の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

1. 高齢者介護手当等支給事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、介護の社会化、介護保険サービスの定着・普及の観点から、平成16年度をもって事業は廃止する。

議案第101号

各種事務事業(児童福祉関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

1. 地域子育て支援センター事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。

2. 母子家庭等入学祝い

新市において新たな給付基準を定めて継続実施する。



議案第102号

各種事務事業(その他福祉関係)の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

1. 社会福祉協議会運営費助成

新市で統合設置される社会福祉協議会については、地域福祉の中心的役割を明確にし、事業内容に見合った運営費(人件費等)助成を合併時までに検討する。

2. 社会福祉施設整備費補助事業

次の内容を基本とする要綱を新市で策定し、整備費助成を行う。

《対象施設》

新市で策定する各種施設整備計画に基づき整備する社会福祉施設等。

《補助内容》

①新築・改築・増築

国庫補助基準額または民間補助金の補助基準額からそれぞれ国庫補助額または民間補助金額を控除した額を補助額とする。

ただし、施設種別により運営費に借入金償還金財源が含まれない場合などにおいて、補助金を上乗せすることができるとする。

②拡張、大規模修繕等

整備費が当該施設の年間運営費の5%以上の場合に限り、その整備費から国庫等の補助金を控除した額の1/2を補助額とする。

議案第103号 (決定)

各種事務事業(生涯学習関係その2)の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

1. 成人式

新市の新成人全てを対象に一堂に会した成人式を1月に開催する。



2. 社会教育関係団体等への補助金

(1)青少年健全育成市民会議補助金
現在ある市・町民団体を統一することとし、補助金については、新市において新たに制度化する。

(2)各種団体への補助(青年団体、女性団体、成人団体等)

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け調整する。

3. 公民館・コミュニティセンター

(1)施設
公民館・コミュニティセンター(以下「公民館等」という。)については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、斐川町中央公民館と佐田町中央公民館は、文化施設として活用する。

(2)運営

公民館等が行っている業務は、現状のとおり維持・継続していく。

公民館等のあり方や統廃合等の問題については、新市に移行後、専門の諮問機関を設置し、住民(代表)の意見を聞きながら検討する。

合併時から新たな制度が創設されるまでの維持管理については、次のとおりとする。

①管理・維持に関する地元負担金は徴収しない。
②住民利用について、施設の使用料及び冷暖房費は徴収しない。
③営利を目的とする行為(団体)には使用させない。

ただし、ホールを有し、現在有料の施設は、使用料条例を制定し、貸し出すものとする。

(3)生涯学習事業

公民館等における生涯学習事業については、事業実施のための補助を行い、充実を図る。ただし、現在直営で行っている公民館については、合併後当分の間は直接執行する。

4. 生涯学習関連施設・生涯学習関連施設使用料

現行のとおり新市に引き継ぐ。

5. ボランティア推進事業

現行のとおり新市に引き継ぐ。
ボランティアの推進については、現在の出雲市総合ボランティアセンターを新市の拠点施設とし、公民館等で活動しているボランティアとの連携を図りつつ調整する。

議案第104号 (決定)

各種事務事業(文化・スポーツ関係その4)の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

1. スポーツ関係法人

現行の法人との関わりを維持し、新市において次の方針を踏まえた施策の整理・推進を図る。

(1)スポーツ関係法人の果たすべき役割と活動範囲(対象地域・事業)を整理・調整する。
(2)スポーツ振興事業の自立的な展開・体制の確立に向けたNPO等の役割向上と活動の活性化を積極的に誘導・支援する。

2. 体育諸団体(体育協会、生涯スポーツレクリエーション協会、スポーツ少年団本部)

次の方針に基づき、新市を統括する組織の設立と円滑な運営を支援するとともに、新市統括組織の機構、役割を踏まえ、従来の地域活動が後退することがないよう支援体制を維持していく。

(1)現市町における関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、新市の統括的組織・機構の設立に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。

1. 文化施設事業
現在各施設で行っている文化事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の総合的な文化施策を検討する中で調整する。

議案第105号（決定）
各種事務事業（文化・スポーツ関係その5）の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

- (2) 現市町における関係団体の現行事業の継続的展開と地域間の連携・調整による新たな事業及び交流の拡大を推進する。
- (3) 新市統括組織の機構、役割を踏まえ、自立的な活動を維持・推進できる事務局人員が確保できるような措置する。
- 3. 体育諸団体運営費補助金
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において次の方針に基づく新たな補助基準を設けて調整する。
- (1) 運営費補助金の交付は、新市における統括団体に対して行う。
- (2) 地域におけるスポーツ事業が後退しないよう、活動実績を考慮する。
- (3) 地域間・部門間の均衡を失しないよう、対象構成員規模等を考慮する。
- (4) 当該団体の組織体制並びに新市の機構・施策との関わり等を考慮する。
- (5) 新市全域を対象とする事業は、新市のスポーツ振興事業として支援する。



2. 文化施設使用料
現行のとおり新市に引き継ぐ。
ただし、類似施設間で相当の格差がある施設については、合併時までに調整する。
また、減免制度については、地域の教育・文化の振興に寄与する公益的団体及び事業を対象として、合併時までにその基準を調整する。

1. 義務教育就学奨励事業（公立・私立）
国の補助基準に基づき実施する。

議案第106号（決定）
各種事務事業（学校教育関係その4）の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

- 2. 遠距離通学対策事業
*スクールバスの運行及び遠距離通学費補助
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情等を考慮し、速やかに補助基準を調整する。
- 1. 義務教育就学奨励事業（公立・私立）
国の補助基準に基づき実施する。

運営形態（組織等）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、そのあり方について新市において検討する。
休館日や予約方法等の運営規定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

2. 幼稚園就園奨励事業（公立・私立）
世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る目的から、新市においても事業を実施する。
事業内容については、国の基準により統一する。

議案第107号（決定）
各種事務事業（学校教育関係その5）の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

- 1. 幼稚園運営
公立幼稚園の運営については、3歳児保育、預かり保育、送迎バスの運行等も含めて現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2. 幼稚園入園料・保育料
*入園料 徴収しない。
*保育料 合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額6,000円に統一する。
- 4. 部活動における各種大会参加費補助
現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度からは補助対象の1/2を補助することを基本に新たに制度化する。

*盲ろう唖児童生徒就学奨励事業
出雲市の例により実施する。



1. 漁業関係連施設整備計画
新市において2年を目的に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。

議案第108号（決定）
各種事務事業（農林関係その5）の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

- 1. 農業改良普及指導事業
指導体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、多伎町の例を参考に専任農業指導員の配置を検討する。
- 1. 農業改良普及指導事業
指導体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、多伎町の例を参考に専任農業指導員の配置を検討する。
- 2. 漁業関係連施設整備計画
新市において2年を目的に、新たに全域を網羅する総合整備計画を策定して再編する。

3. 幼稚園就園奨励事業（公立・私立）
世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る目的から、新市においても事業を実施する。
事業内容については、国の基準により統一する。

2. 漁業関係連施設整備受益者分担金
平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度以降に新規事業採択されるものから、多伎町、湖陵町及び大社町の例により徴収しない。

議案第109号（決定）
各種事務事業（水産関係その2）の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

- 1. 漁業改良普及指導事業
指導体制については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、多伎町の例を参考に専任農業指導員の配置を検討する。
- 3. 漁業集落環境整備事業受益者分担金
漁業集落排水事業については、上下水道関係の調整方針のとおりとし、その他の施設整備等については、新市において検討する。
- 4. 漁港施設の使用料及び占用料
島根県漁港管理条例を準用し、合併時に統一する。なお、運用については、新市において検討する。
- 5. 遊漁事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6. 漁業協同組合
県内の漁協一本化計画が実現できるように調整に努める。

4. 幼児教育振興計画
新市において、幼稚園の運営方法や幼稚園と保育所のあり方も含めて検討する中で、幼児教育に関する基本的な方針を策定するものとする。



7. 各種団体補助
現行のとおり新市に引き継ぎ、補助内容等については、合併後2年を目的に調整する。

議案第110号（決定）
各種事務事業（建設関係その3）の取扱いについて【合併協定項目24】

第12回協議会で提案

- 1. 急傾斜地崩壊対策事業分担金
新市の受益者分担金については、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されるものについては、現行のとおりとする。
受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額のうち工事費の1/2とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。
- 2. 土木委員制度
新市における公共事業の推進を図るために、土木委員制度の制度化を図る。任期は3年を1期とし、再任を妨げない。また、地区委員会・評議員制度を採用する。
定数については、制度化されている2市1町（出雲市、平田市、斐川町）は、現定数を尊重することとし、未制度化の4町（佐田町、多伎町、湖陵町、大社町）は、既に制度化されている市町の選出規模と地域の実情を勘案して、合併時までに調整する。
報酬額及び土木委員の役割については、現状を考慮し合併時までに調整する。

1. 急傾斜地崩壊対策事業分担金
新市の受益者分担金については、平成17年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成16年度以前に事業採択されるものについては、現行のとおりとする。
受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額のうち工事費の1/2とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

*合併協定項目と協議状況 (平成15年10月現在)

協定項目	提案	決定	備考
1 合併の方式	第2回(協議)	第2回(確認)	新設合併
2 合併の期日	第2回(協議)	第2回(確認) 第12回	平成17年1月4日
3 新市の名称	第2回(協議) 第7回(報告) 第7回(協議)	第8回	新市名称は「出雲市」
4 新市の事務所の位置	第2回(協議) 第7回(報告)	第7回	本庁は現出雲市役所、その他の市町の庁舎は支所。
5 町、字の区域及び名称の取扱い	第11回(協議)	第12回	
6 慣行の取扱い	第7回(協議)	第8回	
7 財産及び債務の取扱い	第8回(協議)	第9回	
8 条例、規則等の取扱い	第3回(議案)	第3回(方針)	
9 議会議員の定数及び任期の取扱い	第3回(協議)	第10回	
10 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	第6回(協議)	第11回	
11 一般職の職員の身分の取扱い	第4回(協議)	第12回	
12 特別職の身分の取扱い	第11回(協議)	第12回	
13 組織及び機構の取扱い	第12回(協議)	第13回	
14 一部事務組合等の取扱い	第4回(協議)【その1】 第11回(協議)【その2】	第6回 第12回	
15 公共的団体等の取扱い	第8回(協議)	第9回	
16 消防、救急の取扱い	第9回(協議)	第10回	
17 地域審議会に関する事	第11回(協議)	第12回	
18 地方税の取扱い	第6回(協議)	第8回	
19 使用料、手数料等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)	
20 補助金、交付金等の取扱い	第4回(協議)	第6回(方針)	
21 国民健康保険事業の取扱い	第10回(協議)	第11回	
22 介護保険事業の取扱い	第7回(協議)	第8回	
23 電算システムの取扱い	第2回(協議) 第4回(報告) 第5回(報告) 第6回(報告) 第8回(報告)	第3回(方針) 第5回(確認) 第6回(確認)	情報管理センター(仮称)設置・戸籍システム統合着手 住民情報系・内部情報システムの統合、通信ネットワークの構築着手 住民情報系・内部情報システムの選定業者決定
24 各種事務事業の取扱い	第2回(協議)	第3回(方針)	※個別の項目は右の表をご覧ください。
25 新市建設計画関係(財政計画含む)	第2回(協議) 第4回(協議)	第3回(確認) 第12回(確認)	計画策定の進め方 中間とりまとめ



*「各種事務事業の取扱い」の合併協定項目と協議状況

協定項目	提案	決定
総合計画	第5回(協議)	第6回
広報広聴	第11回(協議)	第12回
交通政策	第9回(協議)	第10回
国内・国際交流	第7回(協議)	第8回
男女共同参画	第9回(協議)	第10回
行政改革大綱	第6回(協議)	第12回
情報公開	第12回(協議)	第13回
儀式・表彰	第8回(協議)	第9回
地域コミュニティ・行政連絡員	第12回(協議)	第13回
金融機関等の指定	第7回(協議)	第8回
窓口業務	第6回(協議)	第8回
保健事業	第5回(協議)【その1】 第6回(協議)【その2】 第12回(協議)【その3】	第6回 第7回 第13回
病院・診療所	第7回(協議)【その1】 第12回(協議)【その2】	第8回 第13回
障害者福祉	第12回(協議)	第13回
高齢者福祉(その1)	第6回(協議)【その1】 第12回(協議)【その2】	第7回 第13回
児童福祉	第12回(協議)	第13回
その他福祉	第12回(協議)	第13回
保育	第8回(協議)【その1】 第11回(協議)【その2】	第9回 第12回
環境	第7回(協議)【その1】 第9回(協議)【その2】	第8回 第10回
人権同和	第7回(協議)	第8回
農林	第6回(協議)【その1】 第7回(協議)【その2】 第11回(協議)【その3・その4】 第12回(協議)【その5】	第12回 第13回
水産	第6回(協議)【その1】 第12回(協議)【その2】	第7回 第13回
観光商工	第7回(協議)【その1】 第8回(協議)【その2】 第9回(協議)【その3】	第8回 第9回 第10回
生涯学習	第9回(協議)【その1】 第12回(協議)【その2】	第10回 第13回
文化・スポーツ	第7回(協議)【その1】 第11回(協議)【その2・その3】 第12回(協議)【その4・その5】	第8回 第12回 第13回
学校教育	第7回(協議)【その1】 第8回(協議)【その2・その3】 第12回(協議)【その4・その5】	第8回 第9回 第13回
建設	第7回(協議)【その1】 第9回(協議)【その2】 第12回(協議)【その3】	第8回 第10回 第13回
公営住宅	第8回(協議)	第9回
上下水道	第8回(協議)【その1~その4】 第9回(協議)【その5~その10】	第9回 第10回
都市計画	第6回(協議)【その1】 第11回(協議)【その2】	第7回 第12回
建築・景観	第9回(協議)	第10回
防災関係	第8回(協議)	第9回
新エネルギー・省エネルギー	第10回(協議)	第11回

お知らせボード

今後の協議会

■平成15年10月24日発行の協議会だより(第9号)では、今後の協議会の開催予定として、第14回協議会(平成15年11月28日)と第15回協議会(平成15年12月26日)をお知らせしていましたが、このたび合併協議の中間まとめとなったことから、今後の協議会の開催は未定となります。開催が決まりましたら、各市町の広報等を通じお知らせいたします。



印刷には環境に優しい「大豆インキ」を使用しています。



古紙配合率100%再生紙を使用しています。